

# 平成 28 年 10 月善通寺市農業委員会農地専門部会次第

日時：平成 28 年 10 月 20 日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議事録署名人指名

4. 議 案

議案第 1 号 農地法第 18 条第 6 項賃貸借解約通知確認の報告について

議案第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 4 号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について

議案第 5 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について

5. 報 告

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に係る報告について

6. そ の 他

次回開催 11 月 21 日（月）13 時 30 分～

現地調査 同日 9 時～

農業相談 同日 10 時～

7. 閉 会

平成28年10月農業委員会総会（農地専門部会）議事録

1. 日 時 平成28年10月20日（木） 13時30分～
2. 場 所 善通寺市農業振興センター2階中会議室
3. 出席委員 1 高田幸雄委員, 2 谷口義弘委員, 3 川田治弘農地専門部会長, 4 渡辺政幸委員, 5 佐柳博秋委員, 6 遠山建治委員, 7 瀬川治農地専門部会長職務代理者, 8 山地孝義委員, 9 増田アサミ委員, 10 大川善四郎委員, 11 大西光義委員, 12 尾上一美委員, 13 堀井伸一委員, 14 香川貞行委員, 16 土居信雄委員, 15 南光紀夫農政専門部会長, 17 近藤隆委員, 18 原巧農政専門部会長職務代理者, 19 三原正子委員, 20 篠内實委員, 21 近藤正三会長職務代理者, 22 立石泰夫会長
4. 遅刻委員 17 近藤隆委員(13:42出席), 19 三原正子委員(13:33出席)
5. 欠席委員 なし
6. 傍聴人 なし
7. 事務局 参事 大喜多 敬一, 局長 平田 和明, 次長 芦辺 龍史
8. 議案  
議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について  
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第4号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について  
議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について
9. 報告  
報告第1号, 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について
10. 議事  
局長 皆さん、こんにちは。定刻がまいりましたので、ただいまから、平成28年10月の定例会、農地専門部会を始めます。それでは、立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくお願いします。
- 会長 (立石会長挨拶)
- 局長 ありがとうございました。それでは、議事の進行につきましては、川田農

地専門部会長、よろしくお願ひします。

川田農地専門部会長

皆さん、こんにちは。それでは、農地専門部会を始めますので、よろしくお願ひします。本日の議事録署名人には、議席第18番の原農政専門部会長職務代理者と、第19番の三原委員さんの両名の方、よろしくお願ひいたします。それでは、早速、議案審議に入りたいと思います。まず、議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい。それでは、議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで、○件の案件でございます。本件の議案第1号、番号○につきましては、農業委員関連の案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項で、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。同条第2項で、前項の規定は、部会に準用する。」と規定していることから、原農政専門部会長職務代理者の退席をお願いいたします。

(原農政専門部会長職務代理者 13時35分退室)

局長 それでは、議案書の1ページ、番号○ですが、本件は、○○○町字○○○○○○○○番、登記地目が○である○筆、○○○○m<sup>2</sup>において、残存小作による賃貸借契約を合意による解約をするもので、本合意解約後は、賃貸人が自作し、その後、賃貸人と賃借人との間で、農地法第3条の所有権移転売買の申請が提出されることとなっております。また、本申請地は、農業振興地域内の農地で、第○種農地であり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、特に問題は無いと考えます。以上○件、登記地目は○が○筆、○○○○m<sup>2</sup>の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました、議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は举手をお願いします。

(全委員举手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の举手と認めまして、議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告につきましては、原案のとおり、決定をいたします。原農政専門部会長職務代理者の入室を認めます。

(原農政専門部会長職務代理者 13時37分入室)

川田農地専門部会長

続きまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長 それでは、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書の2ページで、○件の案件でございます。番号○ですが、本件の農地は、○○町○○○番○、登記地目が○である○筆、○○○m<sup>2</sup>において、譲渡人の○○と、譲受人との間で、筆界未定の農地となっていたものが、平成○○年に本申請地を相続した、譲渡人との間で話が整い、○○町字○○○○番○の○、○○○○m<sup>2</sup>に分筆し、筆界を確定し、農地の所有権移転を行うものであります。譲受人は、長男と、長男の妻の3人で、年間○○○日間、農作業に従事しており、本市内に農地を田畠合わせて○○筆を所有し、経営農地面積が○○○○m<sup>2</sup>と、下限面積要件を満たしております、また不耕作地もなく、許可要件のすべてを満たしております。なお、本申請地は、農業振興地域から外れている、第○種農地で、現在は、野菜の作付けをしております。以上○件、登記地目は○が○筆、○○○○m<sup>2</sup>の案件でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局よりご説明がありました、議案第2号、番号○、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、番号○につきましては、原案のとおり、決定をいたします。続きまして議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局長 それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案書の3ページでございます。番号○ですが、本件の貸人である○○○○○○氏と、借人である○○氏は、親子の関係であり、所有している農地については、本申請地のみであります。本件の貸人は高齢で、農業経験もなく、また、借人は、現在、○○○町の会社に勤務しているため、近隣の方で農地を借りてもらえる人を探していましたが、見つからず、草刈り等の維持管理を行いながら、止む無く、本申請地を休耕田としておりました。今般、当該地である○○町字○○○、○○○番○、○、○筆、○○○m<sup>2</sup>において、太陽光発電設備を設け、売電収入を得ることを計画し、太陽光パネル○○○枚、○○○○○m<sup>2</sup>を設置し、年間約○○○○○○kW hの全量を、四国電力に売電し、今後の生活資金等の収入を得ることを目的として、農地転用の申請に及んだものであります。本申請地の北側は○○、東側は○、南側は○○○○○、西側は○○の○○であり、また、当該地の半径約○○m以内には、東側が○級河川である○○○、北側が交通量の多い○○○○○号線、西側に○○○○○号線、南側には○○○○線の軌道があり、四方において分断化されている農地であります。本申請地は、農業振興地域から外れている、第○種農地でありますが、借人は、農地法について熟知せず、許可を得ずに、無断で自宅前の農地の一部を造成し、○○○用地として農地以外の用途に供する転用行為を行っていたため、始末書を徴しております。本転用についての、隣接農地所有者の同意書や、固定価格買い取り制度に基づく、四国電力への申し込み書類、並びに、經

済産業省の設備認定など、他法令の認可等の提出書類に不備もなく、既に無断転用行為ではありますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむおえないと考えております。以上〇件、登記地目は〇が〇筆、〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願ひ申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請、番号〇について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いします。〇〇町でありますので、高田委員さん、よろしくお願ひします。

高田委員 はい。先般、現地の確認を行いました。当人にもお会いして話を聞いてきましたが、事務局から説明があったように、特段問題ありません。よろしくご審議お願ひします。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。ただいまの案件につきまして、地元の農業委員さんは、特段問題ないということです。それでは、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、皆様方より何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第3号につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてを、議題といたします。事務局より、説明をお願いいたします。

局 長 はい。それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について、本案は、別紙になっておりますので、よろしくお願ひします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。と規定しており、本市におきましては、6月と11月の年2回、農用地利用集積計画を定めており、本年2回目となります。最終ページの45ページをお開きください。今回の農用地利用集積計画は、左側の表の下段にありますように、総件数で217件、485筆で、面積は482,850m<sup>2</sup>であり、うち新規は221筆の223,549m<sup>2</sup>、更新は264筆の259,301m<sup>2</sup>です。この内、右側上段の地区別内訳表の下から3行目になりますが、香川県農地機構は、131筆で、面積は142,446m<sup>2</sup>であります。なお、利用権設定率は、24.4%となっております。今回提出されました農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。なお、本日の農業委員会で農用地利用集積計画が決定した場合は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定で、同意市町村は、農用地利用集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅延なく、その旨を公告しなければならないと規定していることから、善通寺市が公告する予定であります。今回の公告日は、11月1日を予定しております。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は举手をお願いします。

(全委員举手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の举手と認めまして、議案第4号につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案についてを、議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

局長 はい。それでは、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について、本案も別紙となっておりますので、よろしくお願ひいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条は、計画案の提出等の協力という見出しにより、第1項で、農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。第2項で、農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等について、前条第1項及び第2項の規定の例により、同条第4項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。第3項で、市町村は、第2項の規定による協力をを行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。と規定しており、市より、農用地利用配分計画案の決定を求められております。今回の計画案につきましては、131筆、面積142, 446m<sup>2</sup>となっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項第1号の規定は、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について賃借権又は使用賃借権による権利の設定又は移転を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。第3項で、都道府県知事は、第1項の認可の申請があったときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該農用地利用配分計画を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。と規定しておりますが、香川県認可公告日は、12月2日の予定でありますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

(全委員意見、質問なし)

川田農地専門部会長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

川田農地専門部会長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号につきましては、原案のとおり決定をいたします。以上、本日の議案審議については、全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。続きまして、報告第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更につきまして、事務局より説明をお願いします。

局長 それでは、報告第1号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について、議案書の4ページでございます。本件は、平成〇〇年〇〇月の本農地専門部会において、お諮りいただきました案件であり、当該地で、〇〇小学校〇側に位置する、〇〇町字〇〇、〇〇〇番〇、外〇筆、合計〇〇〇〇m<sup>2</sup>において、所有権移転売買を行い、〇〇〇〇タウン〇〇として、〇区画の分譲住宅用地の転用申請を行い、翌年〇月に、県知事より許可を得た案件であります。その後、本申請地は、〇〇町字〇〇、〇〇〇番〇〇、〇〇、〇〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>に分筆し、翌年〇月〇〇日には、現在の土地所有者である〇〇氏との間で、売買を行い、工事完了届が提出されていない状態で、既に所有権移転登記を済ませておりますが、現段階において、建物が建っていないため、香川県農地関係事務処理要領に伴いまして、工事の完了時期が経過しているとして、工事延長手続きの指導を行ったところ、今般、始末書を添えて、当初の事業期間から工事完了時期を、平成〇〇年〇月迄に延長し、農地法第5条第1項の規定による、許可後の事業計画変更申請に及んだものであります。なお、当該地以外の分譲地につきましては、平成〇〇年〇月に〇棟、平成〇〇年〇月に〇棟の部分完了届が提出されております。平成〇〇年〇〇月〇日付、〇〇農政第〇〇〇〇〇〇-〇〇号として、県知事より計画変更の承認を受けましたので、直近である本農地専門部会にて、ご報告させていただきます。

川田農地専門部会長

ありがとうございました。それでは、皆様方のほうから全体を通して他に何かご意見、ご質問等はございませんか。

(全委員意見質問無し)

川田農地専門部会長

無いようであれば、9月の農地専門部会をこれで終了したいと思います。

皆様、大変お疲れ様でした。

閉会時刻 14時 49分